

市税の口座振替の申込と利用上の注意点



1. 申込の前に（確認してください）

- ・市県民税について、公的年金からの特別徴収に該当する場合は、公的年金からの特別徴収が優先しますので、口座振替はされません。普通徴収になった場合に振替が開始されます。
- ・市県民税の特別徴収分及び法人市民税、事業所税の口座振替はできません。
- ・軽自動車税について、納付義務者が所有する全ての車両が口座振替になります。（車両ごとの振替は不可）
- ・国民健康保険税について、世帯主課税となり、世帯加入者全員分の保険税が振替となります。
- ・国民健康保険税は原則口座振替での納付となります。
- ・過年度分や納期を過ぎたもの、市県民税及び国民健康保険税の「随時課税分*」は振替できませんので納付書でご納付ください。
*随時課税とは期限後申告や修正申告などにより、前年度の分などをさかのぼって課税するものです。

2. 口座振替の申込方法

- ・お申込は：豊橋市内の金融機関の窓口・市役所納税課の窓口で
*豊橋市公式ホームページからも申込用紙がダウンロードできます。

（ゆうちょ銀行はお申込できません。）

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4377.htm>

（豊橋市 口座振替」で検索してください。）

- *通帳・通帳印・納税通知書をご用意ください。

（市外にお住まいの方やお忙しい方のお申込の場合、ご連絡をいただければ、申込用紙（依頼書）を郵送します。）



3. 口座振替ができる金融機関（取扱金融機関）

*金融機関名は合併等により変更になる場合があります。

- ・銀行：みずほ、三菱UFJ、三井住友、静岡、清水、十六、愛知、大垣共立、三井住友信託、名古屋、中京、第三、ゆうちょ
- ・信用金庫：豊橋、岡崎、豊川、蒲郡、浜松磐田
- ・豊橋商工信用組合、東海労働金庫、豊橋農協、商工組合中央金庫、イオ信用組合、信用組合愛知商銀

4. 口座振替の申込について

【各期別の申込締め切り】：毎月末までのお申込分（金融機関窓口受付または市役所へ郵送の場合は消印）で締め切り、翌月末から口座振替が始まります。ただし、固定資産税の「全納振替」・第1期からの「期別振替」及び軽自動車税については、毎年4月15日までにお申込いただいた方が振替の対象となります。

*市税の納税通知書が届いてからの口座振替申込は、その年度の「全納振替」と第1期の振替には間に合いません。

5. 振替方法について

- ・市県民税と固定資産税は一年分を一括で第1期の納期に振替する「全納振替」と、納期ごとに振替する「期別振替」があります。

*年度途中で「全納振替」を申し込まれた場合は、その年度に限り「期別振替」となり、翌年度から「全納振替」になります。

- ・軽自動車税、国民健康保険税は「期別振替」のみです。



6. 口座振替開始日について

- ・口座振替の設定完了後、振替開始月の中旬に「口座振替設定完了通知書（はがきタイプ）」を納付義務者あてに郵送します。（通知書に記載された日付以降の納期限のものから振替開始となります。）
 - *固定資産税第1期・軽自動車税・市県民税第1期・国民健康保険税第1期から開始の場合は「口座振替設定完了通知書」は発行されませんので、納税通知書などをご確認ください。

7. 口座振替利用について

【振替結果の確認】：通帳記帳によりご確認ください。領収書は発行されません。

【振替できなかった場合】：預金不足などにより振替できなかった場合についての再振替は行っていません。

振替できなかった場合は、納期月の翌月に「振替不能兼督促状（はがきタイプ）」を送付しますので、表面の金融機関の窓口へ持参し現金納付してください。

*「振替不能兼督促状（はがきタイプ）」はゆうちょ銀行（郵便局）およびコンビニエンスストアではお取扱できません。

*市県民税及び固定資産税の「全納振替」が振替不能となった場合は、その年度に限り第1期は「振替不能兼督促状」で現金納付し、第2期以降は「期別振替」、翌年度から「全納振替」に戻ります。



【口座振替をやめたい場合】：一度口座振替の申込をすると、課税がなくなっても口座の登録は残ります。口座振替をやめたい場合は「口座振替廃止届」を提出してください。

【振替口座を変更する場合】：新規に申込み場合と同様に、「口座振替依頼書」を提出することで、新口座に上書きされます。現口座の「口座振替廃止届」の提出は不要です。

【納付義務者が変更になった場合】：口座振替設定は納付義務者ごととなりますので、新たに申込が必要となります。

*固定資産税の所有者の名義が変更になった場合や、共有名義の構成員に変更があった場合などは新たに申込が必要となります。

8. その他

【口座振替の場合の車検用の納税証明書の発行について】



：6月中旬頃に資産税課より送付します。

軽自動車税が振替不能となった場合は、6月中旬頃に発送される「振替不能兼督促状（はがきタイプ）」で現金納付した後に、市役所資産税課（0532-51-2229）または窓口センターへ領収書を持参し、車検用納税証明書を取得してください。（発行手数料は無料です。）

【還付金が発生した場合】：原則登録のある口座へお返しします。

【登録解除について】：振替不能が続いた場合や、口座名義人の死亡が確認された場合などは登録を市で解除する場合があります。

問
い
合
わ
せ
先

- ・市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の口座振替は：納税課（0532）51-2235・2253
- ・保育料の口座振替は：保育課（0532）51-2322
- ・市営住宅使用料・駐車場使用料の口座振替は：住宅課（0532）51-2600
- ・後期高齢者医療保険料の口座振替は：国保年金課：（0532）51-3132・2344
- ・母子父子寡婦貸付金の口座振替は：子ども家庭課：（0532）51-2320